

I-レジリエンス株式会社との組織としての利益相反マネジメントに関する基本事項

I-レジリエンス株式会社（以下「I-レジリエンス」という。）は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「イノベ法」という。）に基づき、防災科研の研究開発成果の事業化による社会実装の促進を図るため、防災科研が出資（株式取得）を行い2021年11月1日に設立した法人（成果活用事業者）である。

防災科研は、研究開発成果の社会実装の推進と、I-レジリエンスの事業の公共性、公益性に鑑み、イノベ法に基づく出資及び人的、技術的援助を行うものであるが、このことによりI-レジリエンスから特別の利益、便益を得るために公的機関としての責務をないがしろにするのではないかと社会からの疑念を生むことのないよう、I-レジリエンスとの組織としての利益相反マネジメントに関する基本事項を次の通り定める。

- (1) I-レジリエンスとの関係において、情報プロダクツポリシーや契約規程など防災科研の諸ポリシー、規程等を遵守すること。
- (2) I-レジリエンスから利益、便益等を得るため、防災科研がその社会的責任を果たさず、また公共の利益を損なう、あるいはそのように国民からみられることがないよう、十分に配慮すること。
- (3) 防災科研が、不当にI-レジリエンスを優遇していると外から見られないように、合理的、公正かつ公平な意思決定を確保すること。
- (4) 防災科研とI-レジリエンスとの基本協定において、連絡協議会及びその関連する活動について情報交換、討議を進めることは、I-レジリエンスの業務を円滑に進め、防災科研の研究開発成果の社会実装に重要である。ただし、対外的に疑念を招くことのないよう、防災科研からI-レジリエンスへの出向職員には防災科研の組織としての意思決定に関与させないことを徹底すること。
- (5) I-レジリエンスとの契約等に関する意思決定については、透明性の観点から、その理由、根拠、内部手続きなどに関し委員会審議、文書決裁等を通じて可能な限り文書として保管し、後からの検証に耐えるものとする。
- (6) 当該基本事項が遵守されているか否かに関し、利益相反マネジメント委員会で定期的に調査確認し、理事長に報告するものとする。
- (7) 利益相反マネジメント委員会は、I-レジリエンスに関する利益相反マネジメントを効果的に行うため、必要に応じ、本基本事項を実施するための具体的な細目について検討し、措置するものとする。